

2017年6月13日

経済レポート

労働規制の緩和が急務なフランス経済

~ 求められる有権者の覚悟 ~

調査部 研究員 土田 陽介

17年5月7日、フランスで大統領選挙の決選投票が行われ、中道路線のマクロン元経済相が、急進路線のルペン元フランス国民戦線(FN)党首(当時、現党首)を破り、第25代大統領に就任した。マクロン新大統領は、フランス経済が苛まれている低成長と高失業の改善に取り組む必要に迫られている。これらの問題は経済の競争力の低さに由来するところが大きいが、それは強い労働規制による労働市場の効率性の低さによってもたらされている。金融危機後、緊縮財政が長期化する中で、強い労働規制が持つネガティブな側面が強く出るようになり、高失業の常態化につながっている。

新大統領は労働規制の緩和を通じた競争力の向上に努めたいところであるが、そのハードルはやはり高いと言わざるを得ない。何よりもまず、フランスの有権者に根付いた強い権利意識の存在が、労働規制の緩和を進める上での障害になる。さらに金融危機以来長引〈緊縮財政に対する国民の不満が、さらなる痛みを伴いかねない労働規制の緩和を阻むことになるだろう。加えて、フランス経済が低成長と高失業に苛まれているとはいえ、先に挙げたドイツやスペインが労働規制の緩和を断行した当時ほど状況が切迫していないことも、フランスで労働規制の緩和を行う上でのハードルになると考えられる。

ルペン FN 党首などの急進主義者は、欧州連合(EU)からの離脱による独自通貨の再導入(フレグジット戦略)を低迷脱却の処方箋として提示する。ただフレグジットによって財政・金融政策の裁量を取り戻し、景気拡張策を強化したとしても、労働市場の効率性は改善されない。そればかりか、この戦略はフランス経済が通貨危機と財政危機の併発を産むトリガーに成り得るという危うさを持っており、フランス経済が抱える低成長と高失業の脱却に効果がないばかりか、フランス経済をさらなる低迷に追い込む選択肢に他ならないと言えよう。

フランス経済が抱える低成長と高失業の問題を改善する上で、労働規制の緩和を断行し経済の競争力改善を図ることは避けて通れない課題である。別の見方をすれば、誰が指導者に就こうとも、労働規制の緩和以外にフランス経済を活性化させる主だった術は残されていないわけである。それでも労働規制の緩和を回避し続けるのであるならば、低成長と高失業を受け入れる必要があることを、フランス国民は理解しなければならないだろう。マクロン新大統領以上に、フランスの有権者の覚悟が問われるところである。



1.低成長・高失業が定着するフランス

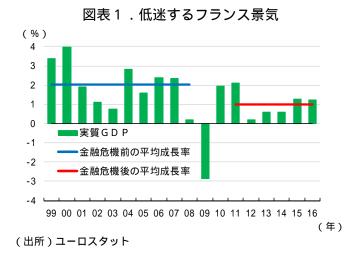
17年5月7日、フランスで大統領選挙の決選投票が行われ、中道路線の政治運動である「前進!」(現在は共 和国前進!)のマクロン代表が極右の民族主義政党であるフランス国民戦線(FN)のルペン元党首(当時)を 破り、第25代大統領に就任した。

今回の大統領選挙では、それまでの中道二大政党(社会党と共和党)の候補者が決選投票に進めないという前 代未聞の状況が生じた。つまり中道左派である社会党出身のオランド前大統領への不人気が、中道右派である共 和党の候補者(今回はフィロン元首相)への支持にはつながらなかった代わりに、中道政治を目指すマクロン氏 と、急進政治を標榜するルペン氏への支持に割れたわけである。

マクロン新大統領は、元々は社会党出身の若手政治家であり、オランド前大統領時代の14年8月から2年間、 経済相を務めた経験がある。元々、オランド前大統領の政治スタンスもまた改革志向の穏健左派であり、ゆえに 若手の有望株として台頭していたマクロン氏が登用されたわけである。後に袂を分けた二人であるものの、両氏 の主義・主張の間で決定的な対立関係があったわけでない。したがって、今後のマクロン新大統領の政権運営方 針は、基本的にオランド前大統領の路線と大きくは変わらないと考えられる。なおマクロン新大統領は新首相に フィリップ前ルアーブル市長を任命したが、彼もまた共和党出身の穏健右派に属する改革志向の若手政治家であ る。この人事からも、マクロン新大統領が左派右派の立場に囚われない現実的な政権運営を志向していることが うかがえる。

今回の大統領選挙で問われた争点は多岐に渡るが、とりわけ経済面では、長引く景気低迷と深刻な失業問題へ の対応がその中心になった。08年秋に生じた世界的な金融危機を境に、フランスの平均経済成長率は半分に低下 した。具体的には、図表1にあるように、フランスの平均経済成長率は危機前が2%程度であったのものの、危 機後は1%程度まで低下した。欧州連合(EU)の執行機関である欧州委員会もまた、金融危機を経てフランス の潜在成長率が2%から1%程度に低下したという認識を示している。こうした景気低迷を受けて、フランスで は高失業も定着している。図表2はフランスの失業率と失業者数の推移を見たものである。これによると、失業 率は15年を頂点に低下へと転じたが、依然10%を超える高水準であることが分かる。また失業者数は4年ぶりに 3百万人を下回ったが、金融危機が生じた08年の水準よりも百万人程度多いままである。

マクロン新大統領はこうした低成長と高失業の改善に取り組む必要に迫られており、その解決策として労働規 制の緩和の必要性を訴えているが、それはフランスの政治家にとってまさに「鬼門」と言えるものである。



図表2.足元で定着しているフランスの高失業



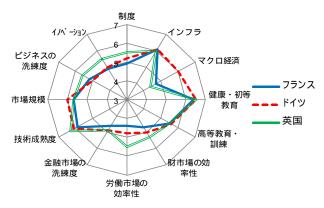


2.競争力の低さをもたらす労働市場の硬直性

フランス経済が抱える低成長と高失業の問題は、経済の競争力の低さに由来するところが大きい。世界経済フォーラムの『グローバル競争力レポート2016 2017』によれば、フランスの競争力は世界で21位とスペイン(32位)やイタリア(44位)に比べれば高くランク付けされているものの、米国(3位)やドイツ(5位)英国(7位)日本(8位)といった他の主要先進国との間では差が開いている。ではそうしたフランス経済の競争力の低さは一体何に由来するのだろうか。図表3はフランスの競争力について詳細に見たものだが、同国の場合、ドイツや英国に比べて労働市場の効率性が低い(つまり硬直的である)という特徴がある。つまり労働市場の効率性の低さがフランスの経済の競争力を削いでいるわけであり、欧州委員会もまた同様の見解を定例の『年次報告書』で示している。

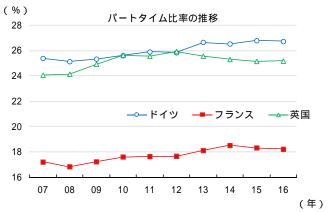
こうした労働市場の硬直性は、労働規制の強さによるところが大きい。フランスだけではないが、先進国の場合、概して正規雇用の労働者の解雇は容易でない。しかしながらフランスの場合、労働需給の調整を促す非正規労働の導入も進んでいない。一例として、フランスのパートタイム比率(雇用者に占めるパートタイム労働者の割合)の水準を見てみると、トレンドとしてはわずかながら上昇基調を描いているものの、直近16年時点の水準は18.2%とドイツ(26.7%)や英国(25.2%)に比べると圧倒的に低い。それでも賃金の調整が弾力的であれば企業は労働コストを抑制することができるものの、フランスの場合は法定最低賃金の水準も高い。具体的には、17年の水準は時給9.76ユーロと、ドイツの8.84ユーロより約1割も高い。なお英国は7.50ポンド(25歳以上)であるが、足元の対レートで換算すれば8.60ユーロ程度である。最低賃金の引き上げは原則として物価上昇の程度に比例するが、言い換えれば物価が下落しない限り、現行の仕組みでは最低賃金は上昇し続けることになる。

図表3.独英に劣るフランスの競争力



(注)最低点は1点で、最高点は7点 (出所)World Economic Forum (2016) *The Global Competitiveness* Report 2016-2017.

図表4.非正規労働が限定的なフランス



(注)雇用者に占めるパートタイム労働者の割合 (出所)ユーロスタット

ではなぜ、労働規制の強さが経済の競争力を削ぐのだろうか。労働規制が強ければ労働者の権利が手厚く保障されるため、労働者(家計)にとっては将来不安が和らぐというメリットがある。他方で使用者(企業)は、労働コストが高く人件費が抑制できない分だけ、国際競争力の低下を余儀なくされる。また企業は、労働コストの高さを嫌気して、雇用に対して慎重なスタンスをとる。そのため就労機会が限定されることから、就業者と求職者の間で無視し得ない大きな厚生の格差が生まれている(インサイダー=アウトサイダー問題)。特にフランスでは、若年労働者(15歳以上24歳以下)が負担のしわ寄せを強いられるアウトサイダーになっており、その失業



率は24.4%(16年)と全体の2倍近い高水準となっている。

こうした労働規制の強さは、戦後のフランスで志向された左派的な経済運営路線の中で醸成されてきたものである。戦後のフランスでは政府が経済に強く介入(ディリジスムと呼ばれる)し、成長(企業)よりも分配(家計)を重視する経済運営が定着した。この中で労働者の権利は手厚く保護され、労働者の権利意識もまた強くなった。もっともそのような経済運営は70年代頃から行き詰まるようになり、フランス経済の競争力低下が叫ばれるようになった。EU拡大プロセスの下で、歴代の内閣は国有企業の民営化を進めたり産業統制を緩めたりするなどしてディリジスムを後退させ、経済の活性化に努めた。例えばフランス最大の民間金融機関であるBNPパリバなどは、この流れの中で生まれた象徴的な存在である。

しかしながら労働規制の緩和に関しては、有権者の激しい抵抗を受けて一向に進まなかった。端的なケースとして、シラク大統領時代の05年10月に投入が試みられた初期雇用契約(CPE)の事例がある。若年労働者の失業問題を改善すべく、当時のド・ビルパン首相は、26歳未満の若年労働者を雇用するに際して2年間の試用期間を設けるとともに、その期間中は雇用者が理由を問わず被用者を解雇できるようにして、雇用のミスマッチの削減に取り組もうとした。ところが学生たちを中心に、その内容が雇用の不安定を助長とするとして強い反発が生じたため、ド・ビルパン首相は法案の撤回を余儀なくされるとともに、政治的な求心力を失い、07年に失脚することになった。

その後、08年に生じた金融危機に端を発したユーロ危機を受けて、フランスもまた財政緊縮を強化した。そのため需要面からもフランス経済に下押し圧力がかかり、低成長と高失業の問題が深刻化したのである。こうした中でオランド前大統領は、中道左派の社会党出身であったものの、労働規制の緩和を進めてフランス経済の活性化に努めようとした。例えば前大統領は15年、当時経済相を務めていたマクロン新大統領に、経済成長・経済活動振興に関する法律(マクロン法)をまとめさせた。この法律は日曜日の商店営業回数の増加や、パリやマルセイユなど一部観光地における深夜12時までの営業許可、長距離バス路線の開設自由化などを認めることで経済の活性化を図るものであり、労働規制の緩和を目的としたものでは必ずしもなかったが、労働者の権利を縮小させるものとして、有権者の強い反発を招いた。

さらにオランド前大統領は、任期末期の16年に改正労働法(エル・コムリ法)を成立させ、産業レベルでの労使間合意よりも企業レベルでの労使間合意を優先する方向性を示した。具体的には、週間就労時間の延長(35時間から46時間へ)や解雇基準の明確化(従業員が3百人以上の企業は4四半期連続で受注や売上が減少した場合に限定する、など)、就労支援対策(職業訓練)の充実などが同法の柱であったが、雇用の安定性を奪うものとして若者を中心に百万人を超える大規模なデモが生じた。オランド前大統領は労働規制を緩和する趣旨を有権者に対して粘り強くアピールしたものの、結局この騒動は、オランド大統領だけではなく出身母体である社会党の人気が急落する一因にもなった。

3.依然高い規制緩和に向けたハードル

概して労働規制の緩和は、短期的には失業の増加を伴うことが多く、政治的に不人気な政策である。もっとも中長期的には経済の競争力を向上させて、成長の加速と雇用の創出をもたらす政策になることを、2000年代前半のドイツや2010年代前半のスペインの経験は示している。いずれの場合も、解雇規制の緩和など相応に大胆な措置が採られた結果、短期的には失業率が上昇する局面はあったものの、中期的には労働市場の効率性が向上して経済の競争力が改善し、成長が加速して雇用も改善した。



マクロン新大統領が大統領選挙に当たって打ち出した公約の中身を見ると、雇用対策として職業訓練の強化が 掲げられている一方で、労働規制の緩和に関して踏み込んだ内容が織り込まれているわけではない(図表5)。 もっとも自らがマクロン法を制定した過去があるように、新大統領は労働規制の緩和には前向きであり、選挙期 間中においても、場合によっては政令で労働規制の緩和を実施する意向があることを公言していた。また報道に よると、新大統領は早ければ17年夏にも労働規制の緩和を進める特別法を成立させたいという意欲を示してい る。しかしながら、有権者の圧倒的な支持を受けて当選したマクロン新大統領とは言え、フランスの有権者に根 付いた強い権利意識に抗うことは容易でないだろう。金融危機以来長引く緊縮財政に対する不満が高まる中で、 追加的な痛みを伴いかねない労働規制の緩和に対する有権者の反発はなお強いと考えられる。

ドイツやスペインでも労働規制の緩和に対する有権者の反発は生じたが、一方でそうした反発を打ち負かすだ けの推進力があったことも事実である。その推進力とは、当時の両国経済が置かれていた切迫した状況そのもの に他ならない。つまりドイツでは、東西統一(90年)以降の低成長と高失業が(特に旧東ドイツ地域を中心に) 常態化する中で、労働規制の緩和(ハルツ改革)を敢行せざるを得ない状況にあった。スペインでは、バブル崩 壊(08年)後に金融危機が生じ、EUからの金融支援が不可欠となる中で、コンディショナリーとして課された 労働規制の緩和を受け入れざるを得ない状況にあった。つまり、このような両国における切迫した状況が、有権 者による反発を打ち負かし、労働規制の緩和を推し進める力として機能したわけである。

他方でフランスの場合、確かに低成長と高失業の問題は深刻であるが、当時のドイツが抱えていた様な政治的 な事情を抱えているわけではない。また図表5にあるように、ドイツとの信用格差は一貫して小幅に留まってお り、金融支援の受け入れが急務であったスペインの様な状況に追い込まれてもいない。つまり、低迷も改革も受 け入れたくないというアンビバレントな状況を打破できるだけの推進力が、フランスでは未だ醸成されていない と考えられる。有権者の反発に抗うだけの力を欠く中では、労働規制の緩和を進めようとしても、結局のところ 有権者の反発に負けてしまうことになるだろう。

図表5.公約は投資と行財政改革が中心

マクロン新大統領の主な選挙公約

将来のための投資プラン(5年で5百億ユーロ)

職業訓練の強化(150億ユーロ)、環境規制の強化(150 億ユーロ)、健康対策の強化(50億ユーロ)、農業の活性化 (50億ユーロ)、行財政の効率化(50億ユーロ)、地方活 性化(50億ユーロ)

2 成長促進のための税制改革

個人所得税の合理化(現行だと4段階+高額所得者への特別課 税)、法人税の段階的カット(33.3% 25.0%)、富裕税の廃 止と財産税の導入、環境税の強化、など

雇用創出を通じた失業給付金の削減など(250億ユーロ)、 行財政の合理化を通じた歳出削減など(250億ユーロ)、そ

(出所) En Marche!のウェブサイト

図表6.低位で安定するフランスの長期金利



(出所)各国中銀

一般的に有権者は、短期的なコストには敏感である一方、中長期的なベネフィットには鈍感である。先に見て きたように、フランスの有権者は労働規制の緩和に関して非常に敏感である。したがって、マクロン新大統領も また、労働規制の緩和を進めるに当たっては、それが自らの求心力の低下を招かないように慎重な対応が迫られ る。さらに「新しい中道」をスローガンに当選したマクロン新大統領の場合、その求心力の低下が急進政治への



人気へとつながるリスクも抱えている。なぜならば、マクロン新大統領の当選は、急進政治に対してばかりでなく、既存の中道政治に対しても有権者が否定的な評価を下したことによって実現した側面があるためである。そのマクロン新大統領が既存の中道政治と同じように労働規制の緩和を進めて行くならば、有権者が中道政治そのものに対して否定的となり、急進政治を支持するようになるかもしれない。こうした意味でも、マクロン新大統領に求められる戦略性は、これまでの政権に比べても高いものとなっている。

4.解決策になり得ない新フランの導入

先日の大統領選挙に出馬したルペンFN党首など欧州懐疑主義(ユーロスケプティシズム)の立場にある急進主義者の多くは、労働規制の緩和ではなくEUからの離脱(フレグジット)による独自通貨(フランスの場合だと新フラン)の再導入(フレグジット戦略)こそ、フランス経済が低迷を脱却する上での処方箋になると主張している。つまり、フレグジットと新フランの導入によって財政・金融政策の裁量を取り戻し、景気拡張策を採れば、フランスは低成長を脱するし、高失業も解消できるという論理を展開するのである。なお新フランがEU離脱の政治的なシンボルになることも、急進主義者にとって魅力になっている。

それではフレグジット戦略が労働規制の緩和に代わるオルタナティブになるのかというと、その公算は著しく小さい。既に述べたように、フランス経済が苛まれている低成長と高失業の問題は、競争力の低さに起因するものである。そして競争力の低さは、強い労働規制による手厚い労働者保護という構造的な要因に由来する。当然であるが、景気拡張策を強化して需要を刺激したとしても、構造的な問題の改善にはつながらない。そればかりか、フレグジット戦略は、フランス経済が通貨危機と財政危機の併発を産むトリガーに成り得るという危うさを持っている。

当然であるが、フレグジットを行えば、EUとの間で自由に行われているヒト・モノ・カネの移動に制約がかかることになる。具体的には、国境移動に出入国審査が、貿易取引に関税が、それぞれ課されることになる。場合によっては、資本移動にも制約がかかるだろう。そのため新フラン導入により財政・金融政策の裁量を取り戻したとしても、経済活動は根本から停滞を余儀なくされる公算が大きい。潜在成長力の低下を背景に、新フランはその導入直後から一方的な通貨安状態になると考えられる。

また新フランには投機的な側面からも下落圧力がかかることになるだろう。図表7は、ユーロ加盟直前(98年4月)時点における国際為替市場での通貨取引の内訳を見たものである。これによると、旧フランの取引規模は全通貨取引の3%程度に過ぎず、隣国ドイツのマルク(15%)に比べても市場での取引に厚みが乏しかったことが分かる。新フランが市場でハードカレンシーと信認されたとしても、その取引規模はせいぜい旧フラン程度にしかならないだろう。したがって新フランは、取引規模が比較的小さい市場に攻撃を仕掛けるヘッジファンドなどにとって、格好の投機対象になる公算が大きい。

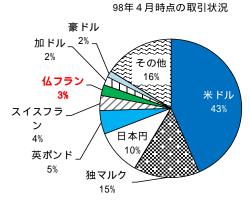
こうした中で警戒されることは、政府が抱える対外債務(外国人投資家が保有する国債)のカレンシーミスマッチが広がることである。カレンシーミスマッチとは、対外債務の借入時と返済時の為替レートの水準がかい離し、返済負担が重くなることを意味する。図表8にあるように、フランス国債の外国人保有比率は6割弱にも達する。現在フランス国債の殆どはユーロ建てであるが、新フランを導入すると、外国人投資家が保有する国債の償還に伴う負担は為替レートに左右されることになる。当然、新フラン安が進めば負担が増すことになるし、新フラン安に歯止めがかからなければ財政は返済負担に耐え切れず破たんする可能性が出てくる。

財政破たんは最悪のケースであり、通貨の下落が限定的に留まれば傷は浅くて済むことになる。しかしながら



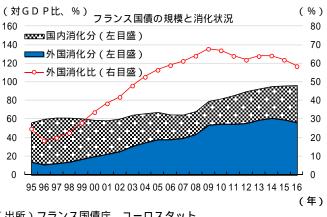
EU離脱に伴うリスクプレミアムが国債の利回りに上乗せされるだろうから、利払い費の負担が増加することに なり、フランス財政を圧迫することになる。いずれにせよフレグジット戦略は、通貨と財政の不安定化、場合に よっては危機という新たなショックをフランス経済にもたらす公算が大きい。そうした中でフランスは、財政・ 金融政策を緩和どころか、むしろ引き締めなければならなくなるだろう。

図表7.フランの取引規模は限定的



(出所)国際決済銀行(BIS)

図表8.対外消化率が高いフランス国債



(出所)フランス国債庁、ユーロスタット

ポンドという独自通貨を維持していた英国の場合でさえ、E U離脱の決定に伴う通貨安が景気の重荷になって いる。通貨を共有しているユーロ圏諸国の場合、独自通貨の再導入に伴う調整圧力は英国と比較にならないほど 強いと考えられ、急進主義者の主張は非合理である。つまり、急進主義者が主張するフレグジット戦略は、フラ ンス経済が抱える低成長と高失業の脱却に効果がないばかりか、フランス経済をさらなる低迷に追い込む選択肢 に他ならないと言えよう。マクロン新大統領がフランス経済の活性化に失敗したとしても、フレグジット戦略は 別の処方箋にはなり得ないのである。

5. 問われる有権者の覚悟

フランス経済が抱える低成長と高失業の問題を改善する上では、労働市場の効率化を通じて経済の競争力の改 善を図ることは避けて通れない課題である。労働需給の調整を弾力化させるためには、正規雇用の解雇規制を緩 めるか、あるいはパートタイム労働の導入をある程度進めるなどの取り組みが必要となるだろう。雇用を守るの であるならば、最低賃金制度を見直して賃金の下方硬直性を緩めるといった手段も考えられる。その実現に向け たハードルは極めて高いことも事実であるが、他方で急進主義者が主張するフレグジット戦略では事態の改善が 図られないばかりか、通貨危機と金融危機が併発し、経済がさらに低迷するリスクがある。

別の見方をすれば、誰が指導者に就こうとも、労働規制の緩和以外にフランス経済を活性化させる主だった術 は残されていないわけである。それでも労働規制の緩和を回避し続けるのであるならば、低成長と高失業を受け 入れる必要があることを、フランス国民は受け入れなければならないだろう。マクロン新大統領以上に、フラン スの有権者の覚悟が問われるところである。



- ご利用に際して -

- 本資料は、信頼できると思われる各種データに基づいて作成されていますが、当社はその正確性、完全性を保証するものではありません。
- また、本資料は、執筆者の見解に基づき作成されたものであり、当社の統一的な見解を示すものではありません。
- 本資料に基づくお客様の決定、行為、及びその結果について、当社は一切の責任を負いません。ご利用にあたっては、お客様ご自身でご判断くださいますようお願い申し上げます。
- 本資料は、著作物であり、著作権法に基づき保護されています。著作権法の定めに従い、引用する際は、必ず出所:三菱UFJリサーチ&コンサルティングと明記して〈ださい。
- 本資料の全文または一部を転載・複製する際は著作権者の許諾が必要ですので、当社までご連絡ください。